

1962年10月12日(第4回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時18分～午後4時17分)

2. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	8番	石田 英正	15番	宮城 盛昌
2"	比嘉 定亮	9"	安里 安明	16"	宮里 敏行
3"	天久 盛雄	10"	又吉 正弘	17"	伊佐 貞寿
4"	安次富 盛信	11"	石川 繁	18"	中里 幸助
5"	石川 真六	12"	大川 升	19"	武島 行男
6"	仲村 春果	13"	伊佐 真得	20"	仲村 盛光
7"	稻嶺 正康	14"	— — —	21"	古波藏 清次郎

3. 欠席議員は次の通りである。

14番 仲村 喜永。

4. 市町村自治法第61条の規定により、説明のため出席した者は次の通りである。

市長 仲村 春勝 助役 吳屋 真徳 収入役 伊村 春松
総務課長 松川 正義 財政課長 当山 全喜 経済課長 沢し 安一
建設課長 桑江 良徳 水道課長 奥里 将俊

5. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正義 書記 照屋 豊 伊佐正義

6. 議事日程は次の通りである。

日程1. 議会運営の説明

日程2. 議案第31号 水道資材供給契約を結ぶことについて。

7. 会議の顕未

議長、出席18名であります。市町村自治法第53条により議会は成立致しました。よつてただいまより(第4回目)の開議を開きます。(午前10時18分)
" 暫休憩致します。(午前10時19分)
" 再開致します。(午前10時20分)

議長。日程第1.議会運営説明について、
休憩をして進めることに致します。
休憩致します。(午前10時21分)
再開致します。(午後2時6分)出席18名
6番。18番の出席を報告致します。
午前に引続き議会運営についての説明をお願い致します。
休憩します。(午後2時8分)
再開します。(午後3時2分)
日程第2.議案第31号水道資材供給契約を結ぶことについてを議題と致します。
書記をしてろう読せしめます。
提案者の説明を求めます。
市長。大謝名及び大山(マーシー)地内の配管延長並びに改設工事の
資材購入にあたり、議会の議決が必要でありますので提案してあります。よろしく御審議の程をお願い致します。
議長。質疑に入ります。
8番 指名競争入札について御説明願います。
水道課長。入札は公入札にすべきであります。メーカーが決つております
ので(福山商事。いわ谷商事。万舟社流。瑞金商事)指名競争入札にしてあります。
19番 價格、数量等について御説明願います。
水道課長。2インチが5,45\$.インチ半が3,48\$となつております。その他
に手續。ユニオン等となつております。
19番 150 $\frac{m}{m}$ は口経か?
水道課長。6インチの内径の管であります。150 $\frac{m}{m}$ 130本で3,525\$となつております。
1番 大謝名・大山地内の配管延長並びに改設工事となつておりますが、
どの地域に延長するか、又その力所について御説明願います。
水道課長~大山(マーシー)で米軍賃住宅の方であります。軍が8インチバ
イブで敷設してしてあつたが、個人々がくものすのように引かれ
ている。これは水道公社から移管になつてゐるものであります。

現在のまま維持管理をして行つた場合、水代をまかなうことできないので改設工事して給水管理を充分やつて行きたい。又これによつて水道料金の引下も可能だと思つております。

大謝名の方は、バス停留所の所で 16 インチパイプで市場方面、公民館の下、宇地泊の方、電々公社の上の方までは現在給水はしてあるが、上の米人貸住宅の方と井戸水の汚せんしている所まで給水したいと思つております。

15番～この案件は大山、大謝名となつておるが、その外に早急にやらなければならぬ力所はないか。

水道課長～1号線沿にもあります、予算の範い内で水の困つている所からレ
たいと思つております。

3番～本契約の年月日について、又指名入札に応じた会社は。

水道課長～1962年9月3日であります。会社名は福山商事、いわ谷商事、
万弁社、琉金商事、沖縄工業、宮城工業商事であります。

3番～9月3日に契約されているが、これは本契約であるのかどうか、又指
名入札に応じた会社は全部協会に加入しているどうか。

水道課長～現在は仮契約をしております。協会に加入しているかどうかは良くな
きいておりません。

19番～先の説明で、大山（マーシー）は水道公社から移管されたと、ろう水
が多く配管がえをするとのことでありますが、現在配管されている資
材はどうなるか。

水道課長～これは自己負担でありますので、使用出来るものは米人と話し合つ
て使用したいと思つております。

1番～改設工事について、現在は 4,85 \$ しか徴収してないと、改設すること
によつて、メーターも取り付け、条例による使用料を徴収するとの
ことであるが、需要者とも納得の行くように話しあわせたのか。

水道課長～話してはないが契約にも当分の間、4,58 \$ なつておりますので、水
道公社と話し合つて出来るようになつておりますので、又公社として
もこの契約はかえなければ出来ないといつておりました。

1番 ~本契約をして、いつごろまでにはこの工事は完成するか。

水道課長~来月1日にはどうしても着工したいと思つております。大謝名の方は1ヶ月位だと思つております。

3番 ~マーシーの場合工事が完了すれば、市の条例を適用するのかどうか、又当分の間は適用しないのか。

水道課長~これは個人々の切換の月日においても違うが、それによつて切換る方法もあるが、少なくともメーター制にはしたいと思つております。

3番 ~メーターを全部取り付るわけか。

水道課長~(はい)メーターを取り付けて、それによる料金を徴収したいと思つております。

市の条例を適用したいということを、文書でもつて再三にわたつて接渉している。

3番 ~市の条例を適用しないで、公社の料金にしたいとのことか、それは公社とも話し済みであるのか。

水道課長~これは今申し上げたとおり、当分は出来ないがその縁までもつて行きたいと思つております。

出来れば、なお接渉をして市の条例を適用したい。

議長~お諮り致します。ただいま定刻4時であります。後暫く時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長~御異議がないものと認め、時間延長をすることに決定致します。

3番 ~6,000ガロン使用しても4,85\$であると、その半分使用しても4,58\$徴収出来るかどうか。

市長~大山(マーシー)を移管した場合、工事はすでにやられているし当分の間特別にやつてもらいたいとのことで4,58\$。

あの場合資材があれば、条例を適用してやれたかも分らないが、普天間の工事もまだありましたので。

又条例適用については、理事会でしか決定できないので、今直ぐということは不可能であります。

議長～本体質問もつきたようありますが、質疑を打切りたいと思うが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

”御異議ないものと認め、質疑を打切ることに致します。

”では本案に対する討論を願います。

19番～原案に賛成致します。

市一円の条例適用を一早く実施してもらうよう御要望申し上げて、原案に賛成致します。

議長～ただいま19番さんより、原案に対する賛成意見がございましたが、外にありませんか。

なければ討論を打切りたいと思います。

(異議なしと呼ぶ)

”御異議がないものと認め、討論を打切ることに致します。

”では本案を表決に付します。

”原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

”御異議がないものと認め、議案第31号水道資材供給契約を結ぶことについてを、原案通り可決決定致します。

”暫休憩致します。(午後4時15分)

”再開致します。(午後4時16分)

”本日の日程はこれを以つて終ることに致します。なお、次回は10月15日前午10時より会議を開くことに致します。

散会(4時17分)